

○銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務取扱要綱の制定について（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 例規第 10 号 神生総発第 40 号）

最終改正 平成 27 年 3 月 2 日 例規第 6 号 神広発第 88 号

この要綱は、別に定めのあるもののほか、銃砲刀剣類所持等取締法、銃砲刀剣類所持等取締法施行令、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び指定射撃場の指定に関する内閣府令並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程に基づき、神奈川県警察における銃砲刀剣類に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 銃砲刀剣類の製造届出等

第 1 節 銃砲刀剣類の製造届出等の取扱い(第 5 条—第 8 条)

第 2 節 人命救助等に従事する者等届出書の取扱い(第 9 条—第 12 条)

第 3 章 銃砲刀剣類の所持許可等

第 1 節 銃砲刀剣類の所持許可等の取扱い(第 13 条—第 24 条)

第 2 節 猟銃等講習、技能講習、年少射撃資格講習及び技能検定(第 25 条—第 27 条)

第 3 節 所持許可証等の書換え、再交付、返納等(第 28 条—第 31 条)

第 4 節 猟銃等の所持許可更新の取扱い(第 32 条—第 37 条)

第 5 節 銃砲刀剣類の仮領置等の取扱い(第 38 条—第 40 条)

第 6 節 報告徴収及び立入検査(第 41 条—第 43 条)

第 7 節 銃砲刀剣類の発見届等の取扱い(第 44 条・第 45 条)

第 8 節 指定射撃場の指定等の取扱い(第 46 条—第 50 条)

第 4 章 雑則(第 51 条—第 54 条)

等である。